

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月16日
【会社名】	株式会社さいか屋
【英訳名】	SAIKAYA CO ., LTD
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岡本 康英
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区小川町1番地
【電話番号】	044(211)3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 三宅 健一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市川崎区小川町8番地
【電話番号】	044(211)3157
【事務連絡者氏名】	取締役本社経理部長 木村 信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 998,070,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年1月16日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成20年12月17日付で提出した有価証券届出書及び平成20年12月19日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所には_____線で示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

- 1 事業等のリスクについて
（後略）

（訂正後）

- 1 事業等のリスクについて
（中略）

2 臨時報告書の提出について

当社は、平成21年1月16日付にて当社連結子会社である株式会社彩賀開発の株式を当社が追加取得し完全子会社化いたしました。また同日開催の取締役会において、当社が株式会社彩賀開発を吸収合併することについて、決議し同時に同日付で「合併契約書」を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成21年1月16日に関東財務局長に提出しております。その報告内容は以下の通りであります。

報告内容

1. 当該吸収合併の相手会社に係る事項（平成20年8月31日現在）

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社彩賀開発
本店の所在地	藤沢市藤沢555番地
代表者の氏名	代表取締役社長 岡本 康英
資本金の額	89百万円
純資産の額	643百万円
総資産の額	12,859百万円
事業の内容	百貨店店舗ビルの賃貸業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

決算期	平成18年2月期	平成19年2月期	平成20年2月期
売上高	1,346百万円	678百万円	688百万円
営業利益	101百万円	361百万円	388百万円
経常利益（経常損失）	56百万円	152百万円	155百万円
当期純利益（純損失）	129百万円	147百万円	155百万円

(3) 大株主の氏名または名称および発行済株式の総数に占める大株主の持ち株数の割合

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持ち株数の割合
株式会社さいか屋	60.31%
雑賀屋不動産株式会社	38.66%
株式会社彩美	0.67%
株式会社エーエムカードサービス	0.31%
S・Aダイニング株式会社	0.05%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、株式会社彩賀開発の発行済株式の60.31%を所有しております。
人的関係	当社の役員6名が、株式会社彩賀開発の役員を兼任しております。
取引関係	当社は、株式会社彩賀開発から店舗用不動産の賃借を受けております。

2. 当該吸収合併の目的

当社連結子会社である株式会社彩賀開発は、不動産賃借業を行っており、さいか屋藤沢店店舗および同事務棟不動産を所有し当社に賃貸するほか、横浜市内等に所有する不動産の賃貸を行ってまいりました。

現在、当社グループでは、ローコスト運営を目指した構造改革等による財務基盤の強化に取り組んでおりますが、その一環として、当社と一体となって事業を行うことによる合理化・効率化を目的として、株式会社彩賀開発を完全子会社化したうえ、吸収合併することといたしました。

3. 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他吸収合併契約の内容

(1) 合併の日程

合併決議取締役会	平成21年1月16日
合併契約書締結日	平成21年1月16日
合併の予定日（効力発生日）	平成21年2月20日
合併登記日	平成21年2月20日（予定）

（注）当該合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併ならびに同法784条第1項に定める略式合併の規定により、当社および株式会社彩賀開発において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社彩賀開発は解散いたします。

(3) 合併比率

当該合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払は行いません。

(4) その他吸収合併契約の内容

契約の内容は「合併契約書」の通りであります。

4. 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

- (1) 商号 株式会社さいか屋
(2) 本店の所在地 川崎市川崎区小川町1番地
(3) 代表者の氏名 代表取締役社長 岡本 康英
(4) 資本金の額 3,149百万円(注)(本合併による資本金の増加はありません)
(5) 純資産の額 未定
(6) 総資産の額 未定
(7) 事業の内容 百貨店業

(注) 当社は、平成20年12月17日開催の取締役会において、京浜急行電鉄株式会社を引受先とする第三者割当増資(発行価額の総額998百万円、払込期日 平成21年1月20日)を行うことを決議しております。そのため、記載の資本金金額は、当該増資の実行を前提とした数値を記載しております。

合併契約書

株式会社さいか屋(以下甲という)と株式会社彩賀開発(以下乙という)は合併に関し次の契約を締結する。

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

第2条 甲は乙の全株式を所有しているので、甲の新株式の発行は行わない。

第3条 乙はその作成した平成21年1月31日現在の財産目録、貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、合併期日においてその資産、負債及び権利義務一切を甲に引き継ぐものとする。この合併により、乙の純資産金は、その金額を甲の剰余金として引き継ぐので、合併後の甲は資本金及び準備金を増加しない。
乙は平成21年2月1日以降合併期日に至る間においてその資産負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してその内容を直ちに甲に明示するものとする。

第4条 甲は、会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第5条 乙はこの契約締結後合併期日に至るまで善良な管理者の注意をもって業務を執行、一切の財産を管理すべきものとする。

第6条 甲乙合併の期日は平成21年2月20日とする。ただし、同期日までに合併に必要な手続きを遂行することができない時は甲乙協議してこれを延期することができる。

第7条 乙の解散に要する費用はすべて乙の負担とする。

第8条 この契約締結の日より合併実行に至る間において天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じた時、又は隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議して合併を取り消し、又は合併条件を変更することができる。

第9条 この契約に定めたものの外、合併に関し必要な事項のあるときは、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

第10条 甲乙は平成21年1月16日を期し、取締役会を召集し、この契約の承認並びにその実行に必要な事項につき協議を経ることを要し、その承認決定後甲乙互いにその旨を通知すべきものとする。

第11条 この契約は甲乙の取締役会の承認決議を得たときにおいてその効力を生ずる。

以上契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

平成20年1月16日

甲 川崎市川崎区小川町1

株式会社さいか屋

取締役社長 岡本 康英

乙 藤沢市藤沢555

株式会社彩賀開発

取締役社長 岡本 康英